

東グループ セーフティーサービス



目次

○「セーフティーサービス」のご案内	38
○セーフティーサービス対象外規定	39
○Ⅰ. 自動車セーフティーサービス	40
○Ⅱ. 自走式建設機械セーフティーサービス	42
○Ⅲ. 高所作業機セーフティーサービス	44
○Ⅳ. 動産（建設機械）セーフティーサービス	46
○セーフティーサービス料・お客様ご負担金一覧表	48
○万が一事故が起こったときは	54
○資格一覧表	55
○ご注意	56

《 セーフティーサービスにおける注意点 》

1. セーフティーサービスには対象外となる事故がございますので、必ず本カタログにてご確認ください。
2. 事故の際に、セーフティーサービスをご利用頂く際には、必ず『お客様ご負担金をお支払い頂きます』。お客様ご負担金を頂けない場合は、セーフティーサービスをご利用頂くことはできません。
3. お客様ご自身がセーフティーサービスと同様の保険（賠償責任保険等）にご加入であり、事故の補償をして頂ける場合、そちらの保険を優先してご利用頂く事をご検討下さい。その際、上記『お客様ご負担金』は発生致しません。
4. 事故発生時は、1週間以内に文書にてご報告願います。ご報告が無い場合は、セーフティーサービスの対象外となります。

「セーフティーサービス」のご案内

弊社では、お客様にご利用頂く車両・建設機械等には全て新しいタイプのセーフティーサービスをご用意しております。

何よりも、お客様に安心してご利用いただけるように、お客様ご負担金にて、事故や盗難等で発生する損害に対しては、よりスピーディに対処する為、「セーフティーサービス」を採用し、常に万全の体制でサービスの向上に努めております。

I. 自動車セーフティーサービス

サービスの種別	対象機種	カバーされる事故の内容		お客様ご負担金（1事故）
自動車 セーフティーサービス	登録ナンバー付車両 ダンプ ユニック車 散水車 高所作業車	対人賠償	無制限	—
		対物賠償	1,000万円	10万円～
		搭乗者	1,000万円	—
登録ナンバー付 建設機械	登録ナンバー付建設機械 ローラー タイヤショベル	車両損害	盗難、全損時=時価額	30万円～
			部分損=実損額	10万円～

II. 自走式建設機械セーフティーサービス

登録ナンバーなしの 自走式建設機械 (第三者保険)	対象機種	カバーされる事故の内容		お客様ご負担金（1事故）
	バックホー キャリアダンプ 押ブル 他 (ナンバーなし)	対人賠償	1名5,000万円 1事故2億円まで	10万円～
		対物賠償	2,000万円	10万円～

III. 高所作業機械セーフティーサービス

登録ナンバーなし 高所作業機械	対象機種	カバーされる事故の内容		お客様ご負担金（1事故）
	高所作業機械 クローラー・タイヤ (ナンバーなし)	対人賠償	1名5,000万円 1事故2億円まで	10万円～
		対物賠償	2,000万円	10万円～

IV. 動産（建設機械）セーフティーサービス

登録ナンバーなしの 機械	対象機種	カバーされる事故の内容	お客様ご負担金（1事故）	
	ナンバーなしの 全ての機械、商品	レンタル中の機械が破損、全損、盗難等の 偶然な事故による損害を対象と致します。	部分破損	別表による
			全損、盗難事故	別表による

- 【 I ～ IV 】 故意又は法令違反によって生じた損害等は適用になりません。
- 【お客様ご負担金】 ※セーフティーサービス対象事故の際、1事故毎にご負担頂く金額です。
 ※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。なお、1事故で対人、対物事故及び車両損害（建機含む）が同時に発生した場合、各々所定のご負担金を請求致します。
 ※1年以内における複数事故の場合のお客様負担金は、
 2回目：「基本負担金」×2、3回目：「基本負担金」×3
 以降n回目：「基本負担金」×nと致します。
 「基本負担金」とは、割増が適用されていない負担金をいいます。
 回数のカウントは、ユーザー様単位と致します。
 例) 0.45㎡バックホー2回目の事故 基本負担金20万円×2=40万円
 ※高額損害の場合は、お客様ご負担金を別途追加して請求する場合があります。例えば損害額が100万円を超える場合は実損害額の10%が割増加算等となります。
- 【セーフティーサービス料】 P.48～P.52の（セーフティーサービス料及びお客様ご負担金）をご参照ください。
- 【被補償者】 セーフティーサービスに加入して頂いたお客様、弊社及びお客様が許可した下請業者様等です。
- 【第三者】 該当する現場において、作業を行っている企業又はその作業員以外を指します。
- 【休車補償】 レンタル機（車両・建機）に破損又は盗難が発生し、その修理若しくは調達に要する期間に対し、休車補償をご負担頂きます。

セーフティーサービス対象外規定

セーフティーサービスでは下記に定めた事項に該当する場合等にはセーフティーサービスを提供できない場合がありますのでご注意ください。

1. セーフティーサービス料金をお支払い頂いていない契約。
2. 同じ会社の人や物への相互間の損害。（含む使用・管理）
3. 運転者及びオペレーターが勤める会社の同僚の損害。運転者及びオペレーターの父母、配偶者、子に対する損害。
4. 賃借人（※1）の使用人に対する損害。
5. 賃借人と第三者との間に損害賠償に関する契約や取決めがある場合、その契約や取決めによって加重された賠償責任。
6. 弊社に無断で転貸し、転貸した先で発生した事故。
7. 故意又は重大な過失若しくは飲酒運転・薬物等道路交通法違反による損害。
8. 不法行為（詐欺・横領等）により発生した事故。
9. 戦争、変乱、騒擾、労働争議等によって生じた事故や闘争行為、自殺行為又は公序良俗に反する行為によって発生した事故。
10. 差押え・徴発・没収・破壊等の公権力の行使によって生じた損害。
11. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
12. 有害物質（アスベスト類）飛散による損害。
13. 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損害額が確認できない場合。
14. 地震若しくは噴火など天災又はこれらによる津波によって生じた損害。
15. 回避義務を怠った事による風水災事故。
16. 置き忘れ・紛失等による損害。
17. 鍵をつけたままでの放置等、不適當な管理状況での盗難による損害。
18. 常時地面に接する部分の損害。
19. 不正燃料使用により生じた損害。
20. 事故に関わる間接損害（※2）。
21. 弊社に無断で改造をしたり、装置取付け等を行なった場合や行なった事によって発生した事故。
22. 「建設機械等レンタル基本契約書」の条項に違反した場合の事故。
23. 車両系建設機械（技能講習・特別教育）・運転免許証等作業及び運転に必要な資格を有しない者の操作によって発生した損害。
24. クレーン付車、高所作業車等のブームやアウトリガー及び荷台を定位置に格納しない事により発生した損害。
25. 過積載、積荷の不完全な固定、積載方法の不備、高さ制限等制限違反が原因での損害。
26. 正しい取扱によらず作業者が独自に判断した結果生じた事故や損害。
27. 機械能力を超える扱いや使用方法と明らかに違う使い方をして発生した損害。
28. 事故発生時の連絡が遅延した時。（事故発生から1週間以内に文書にて報告）

※1 賃借人（被補償者）…セーフティーサービスに加入して頂いたお客様、弊社及びお客様が許可した下請業者様等です。

※2 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両レンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。

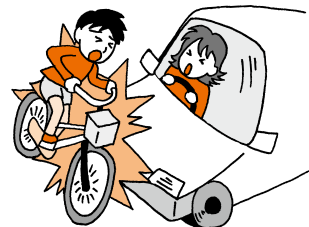
I. 自動車セーフティサービス

対象：乗用車、ライトバン、軽トラ、軽バン、軽ダンプ、2tダンプ、4tダンプ、3転ダンプ、散水車、平ボディ車、ナイター車、オーバーフェンス、(ユニック車) その他登録ナンバー付車両。
※車両の部分損、全損、盗難時には休車補償を別途ご請求致します。

● 対人賠償 / 無制限

※1名限度額(死亡・後遺障害)
※高額賠償の場合は、負担金を請求する場合があります。

運転中自動車事故により第三者を死傷させてしまった場合。



● 対物賠償 / 1,000万円

※1事故限度額
※お客様ご負担金10万円～
※高額賠償の場合は、別途請求する場合があります。

運転中自動車事故により第三者の財物を破損させてしまった場合。



● 搭乗者傷害 / 1,000万円

※1名限度額(死亡・後遺障害)
※高額損害の場合は、負担金を請求する場合があります。

レンタル車両に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり後遺障害等を被ったりした場合。

搭乗中とは正規の構造上乗車装置を示し、ステップ・荷台等は対象外となります。



● 車両損害

※1事故お客様ご負担金10万円～、全損時は別表の通り
※高額損害の場合は、別途請求する場合があります。

レンタル車両が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故。
台風・洪水・高潮を事前回避を行なった結果、損害を被った場合。

盗難、全損時・・・時価額
部分損・・・実損額



運転・操作には資格が必要です

◆ 資格例 ◆

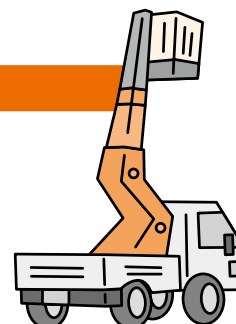
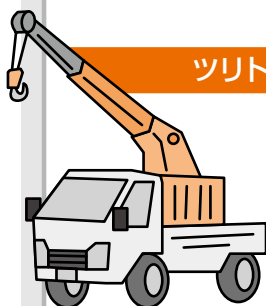
ツリトラ(積載型トラッククレーン)

- 最大つり上げ能力1t未満
移動式クレーン特別教育
- 最大つり上げ能力1t以上5t未満
小型移動式クレーン運転技能講習

高所作業車(トラック式)

- 作業床の高さ10m未満
高所作業車運転特別教育
- 作業床の高さ10m以上
高所作業車運転技能講習

公道走行の運転資格(免許)のほか、作業時には運転・操作資格が必要です

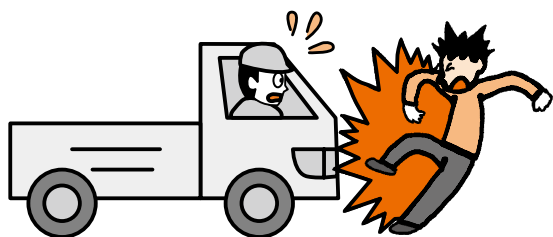


◆自動車セーフティサービスの対象外となる主なケース◆

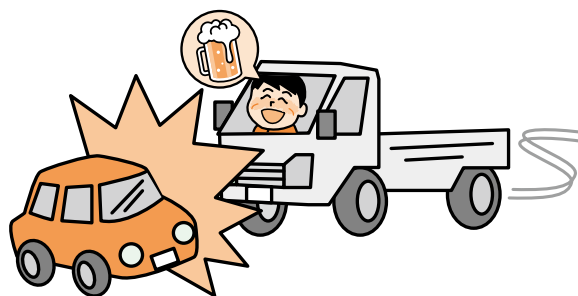
- 同じ会社の人や物への相互間の損害。(含む使用・管理)
 - 運転者の父母、配偶者、子に対する損害。
 - 当事者間のみで示談してしまった場合の損害。
 - 地震、噴火、津波等の自然災害が原因の損害。
 - 飲酒運転、無免許運転等での損害。
 - 故意・重過失による事故の損害。
 - 正しい取扱によらず、作業者が独自に判断した結果生じた損害。
 - 過積載により発生した損害。
 - 高さ制限等制限違反が原因での損害。
 - クレーン付車、高所作業車等のブームやアウトリガー及び荷台を定位置に格納しなかったことにより発生した損害。
 - 鍵をつけたままでの放置等、不適切な管理状況での盗難による損害。
 - 警察への届け出がなされていない盗難及び交通事故。
 - 小型移動式クレーン・高所作業等の資格を有しない者の操作による事故の損害。
 - オペレーターご自身のお怪我。
 - 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合。
- (注) 詳細は営業所担当者までお問い合わせ下さい。

対象外事故例 (一例)

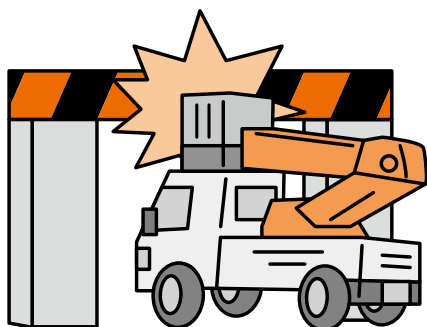
同じ会社の人や物への相互間の損害。
(含む使用・管理)



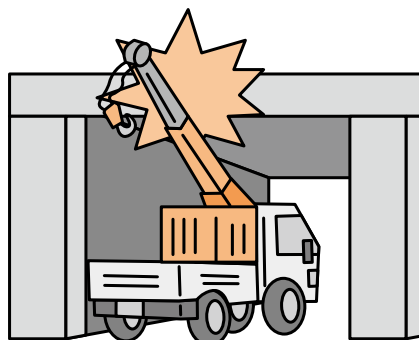
飲酒運転、無免許運転での損害



高さ制限のある高架を
制限以上の車両で進入した時の損害



クレーン付車ブームを格納せず、
走行し発生した損害



Ⅱ. 自走式建設機械セーフティサービス

対象機種：バックホー、キャリアダンプ、タイヤショベル、押ブル、登録ナンバー無し of 自走式のもの

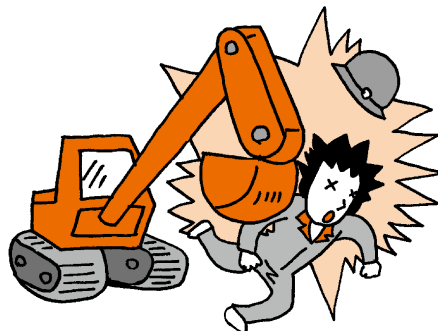
● 対人賠償 / 1名5,000万円、1事故2億円まで

(お客様ご負担金10万円～)

※1名限度額(死亡・後遺障害)

※高額賠償の場合は別途請求する場合があります。

工事現場内作業中にあやまって操作し、
第三者を死傷させてしまった場合。



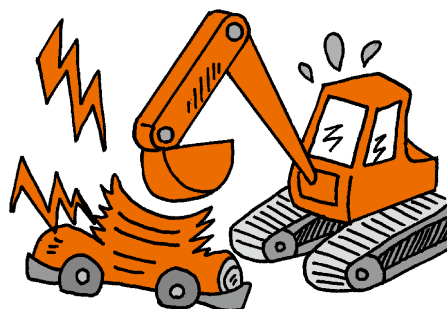
● 対物賠償 / 1事故2,000万円

(お客様ご負担金10万円～)

※1事故限度額

※高額賠償の場合は別途請求する場合があります。

工事現場内作業中にあやまって操作し、
第三者の財物を破損させてしまった場合。



■ 『賠償責任』 レンタル機械使用中の賠償責任を補償します。

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者(※1)に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲内)

※1 第三者とは、該当する建設現場において作業を行っている企業またはその作業員以外を指します。

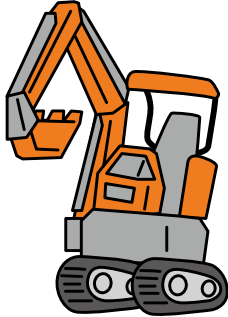
【注意】

作業員ご自身のお怪我の場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)にてご対応下さい。

運転・操作には資格が必要です

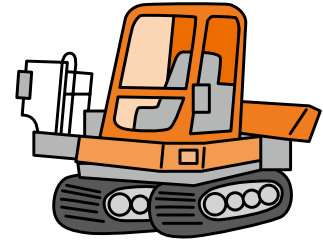
◆ 自走式建設機械の資格例 ◆

バックホー



- 機体重量3t未満
小型車両系建設
機械運転特別教育
- 機体重量3t以上
車両系建設機械
運転技能講習

キャリアダンプ



- 最大積載量1t未満
不整地運搬車
運転特別教育
- 最大積載量1t以上
不整地運搬車
運転技能講習

◆ 自走式建設機械セーフティーサービスの対象外となる主なケース ◆

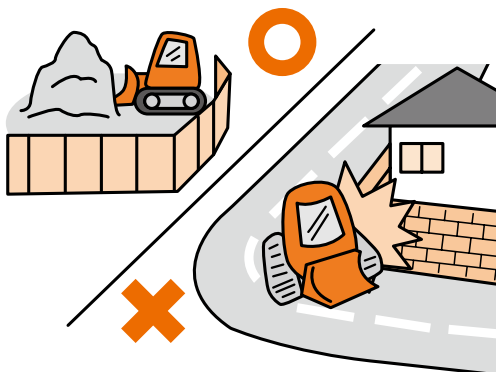
- 賠償責任にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- 当事者間のみで示談してしまった場合の損害。
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ会社の場合。
- お客様の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。（※1）
- 同じ現場で同じ工事に従事する他社の財物を破損した場合。（他社の自動車を破損した等）
- お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。（建築中の建物を破損した等）
- 工事現場以外の公道を自走中に発生した損害。
- 正しい取扱いによらず作業者が独自に判断した結果生じた事故や損害。
- オペレーターご自身のお怪我。
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合。

（注）詳細は営業所担当者までお問い合わせ下さい。

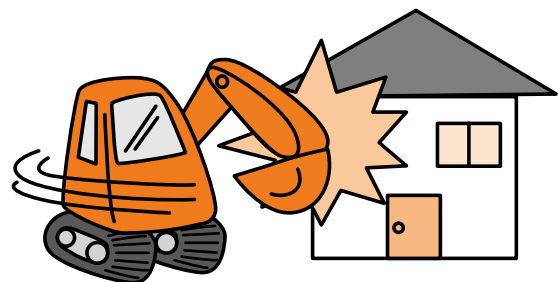
※1 【注意】お客様の会社が他社からレンタル中の機械を破損した場合セーフティー対象とはなりません。

対象外事故例（一例）

工事現場以外の公道を自走中に発生した損害



正しい取扱い以外での使用による損害



Ⅲ.高所作業機械セーフティサービス

対象：高所作業機械（高所作業機械で工事現場内での高所作業中の事故）

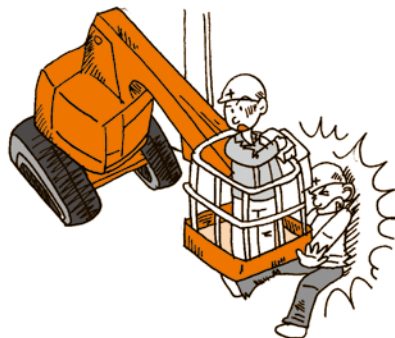
●対人賠償／1名5,000万円、1事故2億円まで

（お客様ご負担金10万円～）

※1名限度額（死亡・後遺障害）

※高額賠償の場合は別途請求する場合があります。

工事現場内作業中にあやまって操作し、
第三者を死傷させてしまった場合。



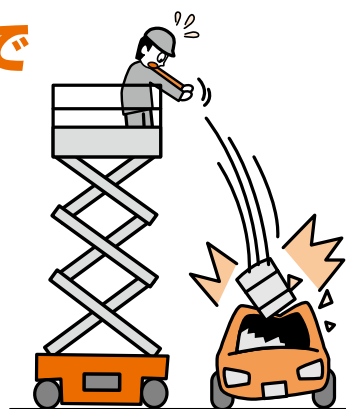
●対物賠償／1事故2,000万円まで

（お客様ご負担金10万円～）

※1事故限度額

※高額賠償の場合は別途請求する場合があります。

工事現場内作業中にあやまって操作し、
第三者の財物を破損させてしまった場合。

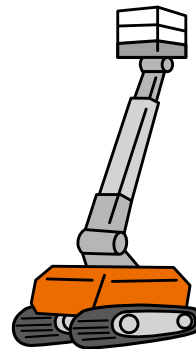
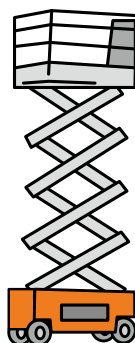
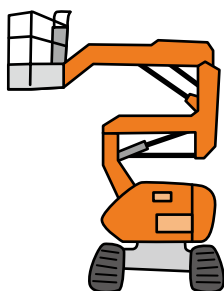


運転・操作には資格が必要です

◆ 高所作業機械の資格例 ◆

公道走行の運転資格（免許）のほか、作業時には運転・操作資格が必要です

- 作業床の高さ10m未満
高所作業車運転特別教育
- 作業床の高さ10m以上
高所作業車運転技能講習



◆高所作業機械セーフティーサービスの対象外となる主なケース◆

- 賠償責任にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- 当事者間のみで示談してしまった場合の損害。
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ会社の場合。
- 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。（※1）
- 同じ現場で同じ工事に従事する他社の財物を破損した場合。（他社の自動車を破損した等）
- お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。（建築中の建物を破損した等）
- 工事現場以外で発生した損害。
- 正しい取扱によらず作業者が独自に判断した結果生じた事故や損害。
- オペレーターご自身のお怪我。
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合。

（注）詳細は営業所担当者までお問い合わせ下さい。

※1 【注意】お客様の会社が他社からレンタル中の機械を破損した場合セーフティー対象とはなりません。

対象外事故例（一例）

手摺を外しての作業で作業物を落下させ、
他人の財物を壊した



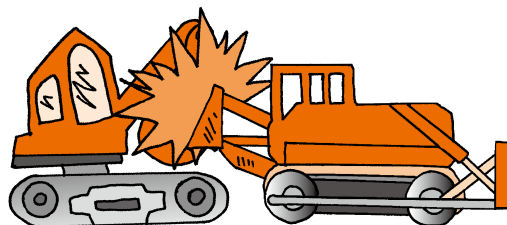
● 積載荷重オーバーで転倒し他人を負傷させた



IV. 動産（建設機械）セーフティーサービス

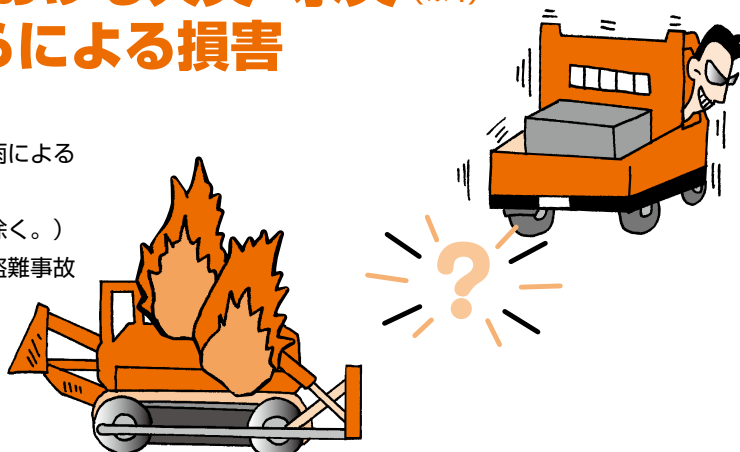
● レンタル機械の通常作業中で発生した、 レンタル機（※1）の破損による損害

- ※1 通常作業中で発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故です。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。



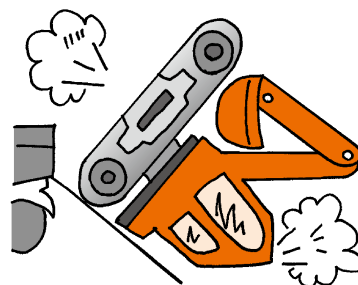
● レンタル機械の保管中および 作業中の現場内における火災・水災（※1）・ 盗難（※2）・いたずらによる損害

- ※1 水災とは水害で、台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の事故です。（ただし、回避義務を怠った場合を除く。）
※2 盗難とは警察へ届出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。



● レンタル機械の運送中に誤って、 発生した事故による損害

（法令違反等が原因の損害は除く）



全てのレンタル機械類（商品・登録NO.付は除く）が対象となります。

但し、故意、法令違反によって生じた損害は適用しません。

東リースセーフティーサービスを申し込まれず、レンタル機械類（NO.付の建機を除く）を損傷した場合は実費請求させていただきます。

※セーフティーサービス料及びお客様ご負担金については、担当者にお問い合わせください。

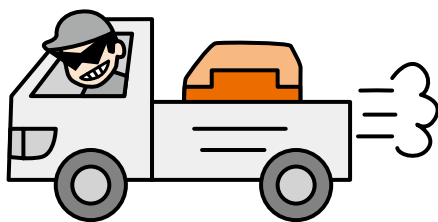
◆動産（建設機械）セーフティサービスの対象外となる主なケース◆

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの。（オイル・冷却水・作動油・安全装置）
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
- バケット、カッター等消耗品や管球類（ライト等）の損害。
- 電氣的・機械的による損害。（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害。
- 自然消耗、さび、変質、虫食い。
- 置き忘れ、紛失による損害。
- 凍結による損害。
- 詐欺、横領による損害。
- 燃料の混合比を間違えエンジンの焼付け損害。（燃料を誤った場合も同様）
- 盗難事故の際に所轄警察への届け出がなかった場合。
- 部品の部分盗難。（バッテリーのみ盗まれた等）
- ガラスの単独破損。
- 不正燃料使用によるエンジン焼付等。
- 不適当な管理状況下における盗難。（小物機械は施錠している状態での保管が必須）
- 回避義務を怠った事による風水災事故。

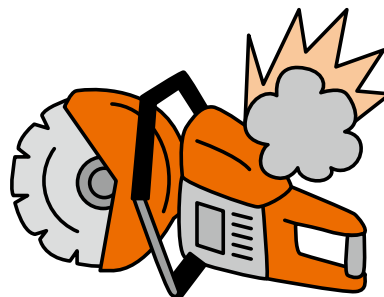
（注）詳細は営業所担当者までお問い合わせ下さい。

対象外事故例（一例）

小物機械の施錠されていない等、
不適当な管理による盗難



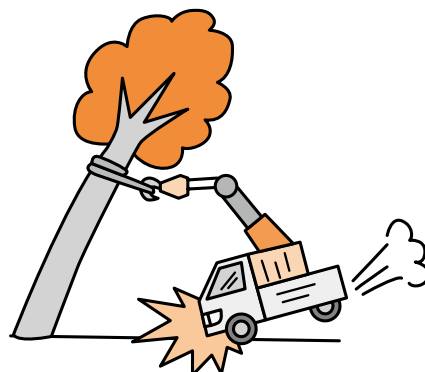
● 燃料の混合比を間違えエンジン焼付け損害



回避義務を怠った事による風水災事故



● 製造元が定める「正しい使用方法」以外
での使用による損害



車種	セーフティーS料/日	車両損害時お客様ご負担金 お客様ご負担金(車両損害については損害額100万円以下の場合) 損害額100万円を超える場合は、実損害額の10%が割増加算等となります。		レンタル機
		部分損	全損・盗難	
軽ダンプ(車両全て)	500円	7万円～	30万円～	
2tダンプ・平ボディ	500円	10万円～	50万円～	
3tダンプ・平ボディ	500円	10万円～	50万円～	
3tスライドダンプ	500円	10万円～	50万円～	
4tダンプ・平ボディ	600円	10万円～	60万円～	
4tスライドダンプ	600円	10万円～	60万円～	
2tユニック	1,000円	10万円～	50万円～	
3tユニック	1,000円	10万円～	50万円～	
4tユニック	1,000円	10万円～	60万円～	
2tWキャブパワーゲート	600円	10万円～	50万円～	
4t散水車	800円	10万円～	50万円～	
2tパッカー車	800円	10万円～	60万円～	
6灯照明車(2t車)	1,000円	10万円～	50万円～	
高所作業車9.9m(2t車)	1,000円	10万円～	60万円～	
高所作業車12.0m(3t車)	1,000円	10万円～	60万円～	
高所作業車スーパーデッキ15.0m	1,300円	10万円～	80万円～	
高所作業車16.5m(3.5t車)	1,000円	10万円～	60万円～	
高所作業車20m(4t車)	1,000円	10万円～	80万円～	
高所作業車22m(4t車)	1,300円	10万円～	80万円～	
高所作業車26m(4t車)	1,300円	10万円～	100万円～	
橋梁点検車	1,500円	10万円～	100万円～	

※セーフティーサービス料は出庫日から入庫日までお支払い頂きます
 ※発進時には、高所作業車の高さの確認・アウトリガー・ブームの格納確認を忘れずして下さい
 ※事故の状況により補償対象外になる場合もございます

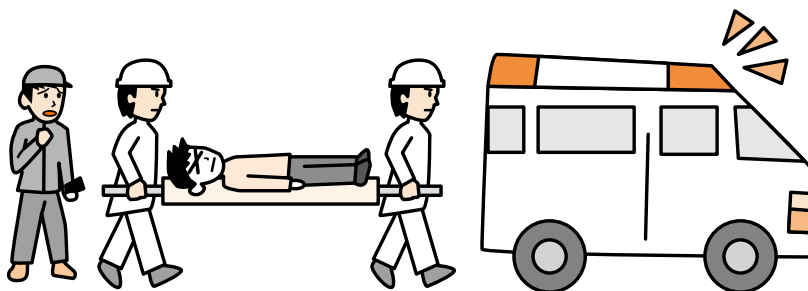
自動車 セーフティーS	対人賠償責任	無制限	自走式建設機械 セーフティーS	対人賠償	1名5,000万円まで
	対物賠償責任	1,000万円		対物賠償	1事故2億円まで
	搭乗者	1,000万円			2,000万円

機種	セーフティーS料/日	お客様ご負担金(動産サービスについては損害額100万円以下の場合) 損害額100万円を超える場合は、実損害額の10%が割増加算等となります。		レンタル機
		動産・修理 ご負担金額	全損・盗難 ご負担金額	
高所作業機 6mブームリフト	600円	10万円～	30万円～	
高所作業機 8mブームリフト	900円	10万円～	60万円～	
高所作業機 12mブームリフト	1,100円	10万円～	80万円～	
高所作業機 18mブームリフト	1,100円	10万円～	100万円～	
3.0m・テーブルリフト・タイヤ	400円	3万円～	20万円～	
4.0m・テーブルリフト(タイヤ・クローラー)	400円	3万円～	20万円～	
6.0m・テーブルリフト(タイヤ・クローラー)	600円	10万円～	30万円～	
8.0m・テーブルリフト(タイヤ・クローラー)	600円	10万円～	50万円～	
7.0m・ブームリフト(タイヤ・クローラー)	600円	10万円～	50万円～	
9.0m・ブームリフト(タイヤ・クローラー)	900円	10万円～	60万円～	
12m・ブームリフト(タイヤ・クローラー)	1,200円	10万円～	80万円～	

万一が事故が起こったときは…

(1) 負傷者の救護

負傷者の救護が第一優先です。
必要に応じ、救急車の要請や
応急処置を行って下さい。



(2) 路上などの危険防止

2次災害が発生しないよう、
人や車両の安全確保を行って下さい。



(3) 警察への事故届け出

事故の場合、必ず警察への届け出を行って下さい。
※人身事故の場合は、人身扱いの届け出が必要です。
※盗難事故の場合は、警察へ「盗難事故」として届け出をして下さい。

(4) ただちに当社の営業所までご連絡下さい。(事故の大小関係なく)

- ①日時・場所
- ②お客様のお名前・住所・連絡先、運転者氏名・お客様との関係・免許の内容
事故車のレンタル番号又は登録番号、損害程度
- ③事故状況 写真撮影をお願い致します。
- ④相手の住所・氏名・会社名・連絡先など
(物損事故) 車両損害の場合⇒損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合⇒被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故) ケガの内容、病院名、電話番号
※人身事故の場合は被害者へのお見舞いをお願い致します。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

【ご注意】

- ①賠償金の確定・示談の決定などは、弊社の承認と致します。
万一、独自による和解等により過重された賠償金の請求があってもセーフティーサービスの対象外です。
- ②盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがセーフティーサービスの対象条件です。
- ③貸渡期間が複数日になる場合、2日目以降始業点検はお客様が実施して下さい。
- ④お客様のご負担金は過失割合に関係なく、発生した修理金額に基づき、ご負担いただきます。
- ⑤補償につきましては休車補償は含まれておりません。
- ⑥人身事故においては、労災が適応されるべき事故は労災を優先していただきます。

◆ 資 格 一 覧 表 ◆

機械名	区 分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体質量3t未満		小型車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体質量3t以上		車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.3)	機体質量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊	小型車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体質量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ブルドーザ	機体質量3t未満		小型車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体質量3t以上		車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ローラー	区分なし	(緑ナンバー) 小型特殊 (白ナンバー) 大型特殊	締固め用機械の業務(ローラー)	特別教育
クローラードンプ	最大積載量1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載量1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大積載1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊	小型フォークリフトの運転	特別教育
	最大積載1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	車両総重量により 普通・準中型・ 中型免許以上	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付 トラック 及びバックホー	最大吊上荷重 1t未満	車両総重量により 普通・準中型・ 中型免許以上	小型移動式クレーンの運転	特別教育
	最大吊上荷重 1t以上5t未満		小型移動式クレーンの運転	技能講習
上記以外にも各種機械の操作に資格がありますので、担当者にお問い合わせください。				

ご 注 意

1. 「東グループセーフティーサービス」《以下「セーフティーS」という》は加入されたお客様のみ補償されます。未加入のお客様には補償されず、全額お客様のご負担となります。
2. このセーフティーSはレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場の状況等により、セーフティーSの加入をお受け致しかねる場合があります。
4. お客様ご負担金とは、事故発生時にお客様にご負担頂く金額です。
5. 警察の受理証明が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出てください。届出を怠った場合、セーフティーSの対象となりません。盗難事故の場合、警察に届け出て「盗難事故」として扱うことが条件です。
6. 事故発生後は遅くとも翌日の午前中までに弊社にご連絡下さい。遅れた場合はサービスが受けられない事があります。
7. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要と致します。万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償は致しかねます。
8. 始業点検は、お客様が実施してください。
9. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用は、お支払できない場合があります。
10. 各セーフティーSの支払限度額を超える部分については、お客様のご負担となります。
11. セーフティーSの内容に、休車補償は含まれておりません。
12. レンタル機械及び車両の修理は、弊社の指定工場とさせていただきます。
13. 当該セーフティーSのお申し込み及びお支払が無い場合若しくは延滞している場合、いかなる事故についてもセーフティーSが適用されず全額お客様ご負担となります。
14. この「セーフティーSのご案内」に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じます。
15. 「東グループセーフティーサービスのご案内」は2022年4月1日に改訂されたものです。また、この「東グループセーフティーサービスのご案内」は予告なく内容を変更する場合がございます。
16. 賃貸借期間中における賃貸物件破損の場合は、天災地変その原因の如何を問わず借主の費用での修理となります。

【ご注意!!】

すみやかに書面にてご報告がないときはセーフティーSの対象とならない場合がありますので、事故通知書の提出をお願いします。なお、損害額がセーフティーS補償額を超える場合、その超過金額は、お客様のご負担とさせていただきます。

この「セーフティーS」に関するお問い合わせは各営業所営業担当へお問い合わせください。